

習志野市子ども・子育て支援事業計画 平成27年度実績等に対する御意見と担当課の考え方

その他

No.	意見等(原文)	担当課の考え方
1	<p>発達障がいを抱える方を対象としたデイサービスの事業者に対して、行政はどのような支援・連携をとっているのか。</p>	<p>(障がい福祉課)</p> <p>児童を対象とする通所事業所の種別には、放課後等デイサービス、児童発達支援、日中一時支援等があります。(障害種別や必要としている支援の内容等、どのような児童を対象とする(受入れる)かは一つ一つの事業所により、それぞれ異なります。)</p> <p>児童等への支援にあたり、困難や課題がある場合、「支援会議」を行い、通所事業所(種別によらず)、相談支援事業所、市ケースワーカーが参加し、今後の支援の方向性の協議等を行います。学校、保育所、ひまわり発達相談センター、児童相談所の担当者が参加する場合があります。</p> <p>その他、個々の児童等の支援をはなれた場でも、市障がい福祉課と各事業所は、「地域共生協議会」への参加や、「啓発講座」「障がい者スポーツ大会」等のイベントを通し、情報交換や交流を図っています。</p>